

(様式 1－3)

新地町復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 8 月時点

※本様式は 1－2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	9	事業名	新地町原地区災害公営住宅整備事業		事業番号	D－4－2
交付団体		新地町	事業実施主体（直接/間接）		新地町	
総交付対象事業費		143,500（千円）	全体事業費		143,500（千円）	
事業概要						
自力再建が困難な世帯に向け、入居者を被災者に限定した公営住宅を建設し、町内への定住を図る。住戸タイプとしては、木造戸建てタイプを想定する。 戸数：6 戸 （「（第一次）新地町復興計画」の 22、23 ページ「(1) すまい再建事業、③災害町営住宅整備事業」を参照）						
当面の事業概要						
<平成 24 年度> 測量等調査・実施設計・用地取得。 造成工事・建築工事。 <平成 25 年度>						
東日本大震災の被害との関係						
町内においては、津波と地震による被災家屋（全壊、大規模半壊、半壊の合計）が約 600 戸にのぼっており、災害危険区域からの防災集団移転促進事業も別途進められることから、自力再建が困難な世帯の存在が想定されるため、新たに災害公営住宅の整備が必要である。						
関連する災害復旧事業の概要						
（特になし）						

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1－3)

新地町復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 8 月時点

※本様式は 1－2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	10	事業名	新地町作田地区災害公営住宅整備事業		事業番号	D－4－3
交付団体		新地町	事業実施主体（直接/間接）		新地町	
総交付対象事業費		337,500（千円）	全体事業費		337,500（千円）	
事業概要						
自力再建が困難な世帯に向け、入居者を被災者に限定した公営住宅を建設し、町内への定住を図る。住戸タイプとしては、木造戸建てタイプを想定する。 戸数：約 20 戸 （「（第一次）新地町復興計画」の 22、23 ページ「(1) すまい再建事業、③災害町営住宅整備事業」を参照）						
当面の事業概要						
<平成 24 年度> 測量等調査・実施設計・用地取得。 造成工事。 <平成 25 年度> 建築工事。						
東日本大震災の被害との関係						
町内においては、津波と地震による被災家屋（全壊、大規模半壊、半壊の合計）が約 600 戸にのぼっており、災害危険区域からの防災集団移転促進事業も別途進められることから、自力再建が困難な世帯の存在が想定されるため、新たに災害公営住宅の整備が必要である。						
関連する災害復旧事業の概要						
（特になし）						

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1 - 3)

新地町復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 8 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	11	事業名	新地町雀塚地区災害公営住宅整備事業	事業番号	D - 4 - 4
交付団体	新地町	事業実施主体 (直接/間接)	新地町		
総交付対象事業費	420,000 (千円)	全体事業費	420,000 (千円)		
事業概要					
自力再建が困難な世帯に向け、入居者を被災者に限定した公営住宅を建設し、町内への定住を図る。住戸タイプとしては、木造戸建てタイプを想定する。 戸数：約 25 戸 (「(第一次)新地町復興計画」の 22、23 ページ「(1) すまい再建事業、③災害町営住宅整備事業」を参照)					
当面の事業概要					
<平成 24 年度> 測量等調査・実施設計・用地取得。 造成工事。 <平成 25 年度> 建築工事。					
東日本大震災の被害との関係					
町内においては、津波と地震による被災家屋(全壊、大規模半壊、半壊の合計)が約 600 戸にのぼっており、災害危険区域からの防災集団移転促進事業も別途進められることから、自力再建が困難な世帯の存在が想定されるため、新たに災害公営住宅の整備が必要である。					
関連する災害復旧事業の概要					
(特になし)					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1 - 3)

新地町復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 2 4 年 8 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	15	事業名	新地町作田地区災害公営住宅駐車場整備事業	事業番号	D-4-3-1
交付団体		新地町	事業実施主体 (直接/間接)	新地町	
総交付対象事業費		9,120 (千円)	全体事業費	15,000 (千円)	
事業概要					
自力再建が困難な世帯に向け、入居者を被災者に限定した公営住宅を建設し、町内への定住を図ることに 伴い必要となる駐車場の整備を行う。 整備数：約 40 台 (1 戸あたり 2 台) (「(第一次) 新地町復興計画」の 22、23 ページ「(1) すまい再建事業、③災害町営住宅整備事業」を参照)					
当面の事業概要					
<平成 24 年度> 測量等調査・実施設計・用地取得。 造成工事。 <平成 25 年度>					
東日本大震災の被害との関係					
町内においては、津波と地震による被災家屋 (全壊、大規模半壊、半壊の合計) が約 600 戸にのぼっており、災害危険区域からの防災集団移転促進事業も別途進められることから、自力再建が困難な世帯の存在 が想定されるため、新たに災害公営住宅の整備が必要である。また、津波被害を受けた JR 常磐線の再開に は長期間を要する見込みのため、自家用車の役割が高まっていることに対応した駐車場の整備を行う。					
関連する災害復旧事業の概要					
(特になし)					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	D - 4 - 3
事業名	新地町作田地区災害公営住宅整備事業
交付団体	新地町
基幹事業との関連性	
災害公営住宅の建設に際しては、被災前の生活に近い生活利便性を確保することを目指し、住宅の整備に 合わせて適切な数の駐車場の整備を図る。	

(様式 1 - 3)

新地町復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 8 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	16	事業名	新地町雀塚地区災害公営住宅駐車場整備事業	事業番号	D-4-4-1
交付団体		新地町	事業実施主体 (直接/間接)	新地町	
総交付対象事業費		11,250 (千円)	全体事業費	18,750 (千円)	
事業概要					
自力再建が困難な世帯に向け、入居者を被災者に限定した公営住宅を建設し、町内への定住を図ることに 伴い必要となる駐車場の整備を行う。 整備数：約 50 台 (1 戸あたり 2 台) (「(第一次)新地町復興計画」の 22、23 ページ「(1) すまい再建事業、③災害町営住宅整備事業」を参照)					
当面の事業概要					
<平成 24 年度> 測量等調査・実施設計・用地取得。 造成工事。 <平成 25 年度>					
東日本大震災の被害との関係					
町内においては、津波と地震による被災家屋 (全壊、大規模半壊、半壊の合計) が約 600 戸にのぼっており、災害危険区域からの防災集団移転促進事業も別途進められることから、自力再建が困難な世帯の存在 が想定されるため、新たに災害公営住宅の整備が必要である。また、津波被害を受けた JR 常磐線の再開に は長期間を要する見込みのため、自家用車の役割が高まっていることに対応した駐車場の整備を行う。					
関連する災害復旧事業の概要					
(特になし)					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	D - 4 - 4
事業名	新地町雀塚地区災害公営住宅整備事業
交付団体	新地町
基幹事業との関連性	
災害公営住宅の建設に際しては、被災前の生活に近い生活利便性を確保することを目指し、住宅の整備に 合わせて適切な数の駐車場の整備を図る。	

(様式 1－3)

新地町復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 2 4 年 8 月時点

※本様式は 1－2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	18	事業名	新地町中島地区都市再生事業計画作成		事業番号	D－17－1
交付団体		新地町	事業実施主体（直接/間接）		新地町（直接）	
総交付対象事業費		165, 500（千円）	全体事業費		165, 500（千円）	
事業概要						
町役場に隣接し、JR 常磐線及び新地駅の移設整備が予定される中島地区において、津波防災に対応した面的市街地整備として、都市再生土地区画整理事業により新たに復興した町のシンボルとなる地区の整備を図る。（地区内一部において、津波復興拠点事業の導入も検討。） よって、本事業実施に係る都市再生事業計画案の作成を行う。 面積：26.0ha（津波復興拠点整備事業を導入する街区を含む面積） （「（第一次）新地町復興計画」の 32、33 ページ「(4) 新地駅まちなか形成事業」②土地区画整理事業の見直し、実施を参照）						
当面の事業概要						
<平成 24 年度> 調査・測量・設計。 都市計画決定手続・事業計画書作成。						
東日本大震災の被害との関係						
町役場に隣接する地区でありながら、津波により全壊 70 戸、大規模半壊 5 戸、半壊 2 戸という被害を受けた中島集落を安全な市街地として再生するため、宅地の嵩上げを含む新たな都市基盤施設の整備が必要である。また、被災前に事業中で被災により休止となった「新地駅前土地区画整理事業」の区域についても一体的な地区として整備を図る。						
関連する災害復旧事業の概要						
地区に隣接する一般県道、赤柴中島線や砂子田川において災害復旧事業が進められている。						

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

新地町復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 8 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	27	事業名	新地町作田東地区防災集団移転促進事業	事業番号	D-23-2
交付団体	新地町	事業実施主体 (直接/間接)	新地町 (直接)		
総交付対象事業費	808,300 (千円)	全体事業費	896,416 (千円)		
事業概要					
津波により全壊した集落 (埴浜・作田、釣師、大戸浜、小川の田中地区など) の住民の生活再建を既存コミュニティに配慮しつつ進めるため、安全な地区に新たな住宅地を造成し、集団移転を図る。 移転先候補：作田東地区、面積：2.1 ha (「第一次 新地町復興計画」の 22 ページ「(1) すまい再建事業、①防災集団移転促進事業」を参照)					
当面の事業概要					
<平成 24 年度> 移転先用地取得・宅地整地工事・移転促進区域の買取等。 <平成 25 年度> 公共施設整備等。					
東日本大震災の被害との関係					
沿岸部において津波により全壊した集落を災害危険区域に指定 (H23.12.27 告示) したため、移転先住宅地の整備が必要である。また、沿岸部の農地も津波被害により復旧困難な面積が大きいため、既存市街地周辺の農地の転用による宅地開発は、復興に向けた農業振興の観点から最小限に抑える必要がある。このため、概ね標高 10m 以上の丘陵地を主な移転先候補として、集団転移に対応する住宅地の造成を図る。					
関連する災害復旧事業の概要					
沿岸部の集落を経由する主要地方道相馬亘理線や町道、海岸の防潮堤、河川堤防において災害復旧事業が進められている (移転先候補地における災害復旧事業はなし)。					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

新地町復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 8 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	28	事業名	新地町作田西地区防災集団移転促進事業	事業番号	D-23-3
交付団体	新地町		事業実施主体 (直接/間接)	新地町 (直接)	
総交付対象事業費	921,364 (千円)		全体事業費	1,116,477 (千円)	
事業概要					
津波により全壊した集落 (埴浜・作田、釣師、大戸浜、小川の田中地区など) の住民の生活再建を既存コミュニティに配慮しつつ進めるため、安全な地区に新たな住宅地を造成し、集団移転を図る。 移転先候補：作田西地区、面積：2.9 ha (「第一次 新地町復興計画」の 22 ページ「(1) すまい再建事業、①防災集団移転促進事業」を参照)					
当面の事業概要					
<平成 24 年度> 移転先用地取得・宅地整地工事・移転促進区域の買取等。 <平成 25 年度> 公共施設整備等。					
東日本大震災の被害との関係					
沿岸部において津波により全壊した集落を災害危険区域に指定 (H23.12.27 告示) したため、移転先住宅地の整備が必要である。また、沿岸部の農地も津波被害により復旧困難な面積が大きいため、既存市街地周辺の農地の転用による宅地開発は、復興に向けた農業振興の観点から最小限に抑える必要がある。このため、概ね標高 10m 以上の丘陵地を主な移転先候補として、集団転移に対応する住宅地の造成を図る。					
関連する災害復旧事業の概要					
沿岸部の集落を経由する主要地方道相馬亘理線や町道、海岸の防潮堤、河川堤防において災害復旧事業が進められている (移転先候補地における災害復旧事業はなし)。					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

新地町復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 8 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	29	事業名	新地町岡地区防災集団移転促進事業	事業番号	D-23-4
交付団体	新地町	事業実施主体 (直接/間接)	新地町 (直接)		
総交付対象事業費	1,383,550 (千円)	全体事業費	1,509,430 (千円)		
事業概要					
津波により全壊した集落 (埴浜・作田、釣師、大戸浜、小川の田中地区など) の住民の生活再建を既存コミュニティに配慮しつつ進めるため、安全な地区に新たな住宅地を造成し、集団移転を図る。 移転先候補：岡地区、面積：3.8 ha (「第一次 新地町復興計画」の 22 ページ「(1) すまい再建事業、①防災集団移転促進事業」を参照)					
当面の事業概要					
<平成 24 年度> 移転先用地取得・宅地整地工事・移転促進区域の買取等。 <平成 25 年度> 公共施設整備等。					
東日本大震災の被害との関係					
沿岸部において津波により全壊した集落を災害危険区域に指定 (H23.12.27 告示) したため、移転先住宅地の整備が必要である。また、沿岸部の農地も津波被害により復旧困難な面積が大きいため、既存市街地周辺の農地の転用による宅地開発は、復興に向けた農業振興の観点から最小限に抑える必要がある。このため、概ね標高 10m 以上の丘陵地を主な移転先候補として、集団転移に対応する住宅地の造成を図る。					
関連する災害復旧事業の概要					
沿岸部の集落を経由する主要地方道相馬亘理線や町道、海岸の防潮堤、河川堤防において災害復旧事業が進められている (移転先候補地における災害復旧事業はなし)。					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1－3)

新地町復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 8 月時点

※本様式は 1－2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	30	事業名	新地町雀塚地区防災集団移転促進事業		事業番号	D－23－5
交付団体		新地町	事業実施主体（直接/間接）		新地町（直接）	
総交付対象事業費		1,348,367（千円）	全体事業費		1,694,535（千円）	
事業概要						
津波により全壊した集落（埴浜・作田、釣師、大戸浜、小川の田中地区など）の住民の生活再建を既存コミュニティに配慮しつつ進めるため、安全な地区に新たな住宅地を造成し、集団移転を図る。 移転先候補：雀塚地区、面積：3.6 ha （「第一次 新地町復興計画」の 22 ページ「(1) すまい再建事業、①防災集団移転促進事業」を参照）						
当面の事業概要						
<平成 24 年度> 移転先用地取得・宅地整地工事・移転促進区域の買取等。 <平成 25 年度> 公共施設整備等。						
東日本大震災の被害との関係						
沿岸部において津波により全壊した集落を災害危険区域に指定（H23.12.27 告示）したため、移転先住宅地の整備が必要である。また、沿岸部の農地も津波被害により復旧困難な面積が大きいため、既存市街地周辺の農地の転用による宅地開発は、復興に向けた農業振興の観点から最小限に抑える必要がある。このため、概ね標高 10m 以上の丘陵地を主な移転先候補として、集団転移に対応する住宅地の造成を図る。						
関連する災害復旧事業の概要						
沿岸部の集落を経由する主要地方道相馬亘理線や町道、海岸の防潮堤、河川堤防において災害復旧事業が進められている（移転先候補地における災害復旧事業はなし）。						
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。						
関連する基幹事業						
事業番号						
事業名						
交付団体						
基幹事業との関連性						

(様式 1－3)

新地町復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 8 月時点

※本様式は 1－2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	31	事業名	新地町大戸浜地区防災集団移転促進事業	事業番号	D－23－6
交付団体		新地町	事業実施主体（直接/間接）	新地町（直接）	
総交付対象事業費		1,501,288（千円）	全体事業費	1,639,755（千円）	
事業概要					
津波により全壊した集落（埴浜・作田、釣師、大戸浜、小川の田中地区など）の住民の生活再建を既存コミュニティに配慮しつつ進めるため、安全な地区に新たな住宅地を造成し、集団移転を図る。 移転先候補：大戸浜地区、面積：4.1 ha （「第一次 新地町復興計画」の 22 ページ「(1) すまい再建事業、①防災集団移転促進事業」を参照）					
当面の事業概要					
<平成 24 年度> 移転先用地取得・宅地整地工事・移転促進区域の買取等。 <平成 25 年度> 宅地整地工事・公共施設整備等。					
東日本大震災の被害との関係					
沿岸部において津波により全壊した集落を災害危険区域に指定（H23.12.27 告示）したため、移転先住宅地の整備が必要である。また、沿岸部の農地も津波被害により復旧困難な面積が大きいため、既存市街地周辺の農地の転用による宅地開発は、復興に向けた農業振興の観点から最小限に抑える必要がある。このため、概ね標高 10m 以上の丘陵地を主な移転先候補として、集団転移に対応する住宅地の造成を図る。					
関連する災害復旧事業の概要					
沿岸部の集落を経由する主要地方道相馬亘理線や町道、海岸の防潮堤、河川堤防において災害復旧事業が進められている（移転先候補地における災害復旧事業はなし）。					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1 - 3)

新地町復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 8 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	32	事業名	新地町埋蔵文化財発掘調査事業、岡地区	事業番号	A - 4 - 4
交付団体	新地町	事業実施主体 (直接/間接)	新地町		
総交付対象事業費	2,084 (千円)	全体事業費	2,084 (千円)		
事業概要					
別途進められる防災集団移転促進事業の移転先の造成に先立ち必要となる試掘を迅速に行う。岡地区内には原遺跡が確認されている。当事業による試掘の結果、造成により破壊される可能性が高いと判断される場合、別途本調査を行う事となる。 調査対象面積は、概算で 4,000 m ² 程度の見通しである。 (「第一次 新地町復興計画」の 22 ページ「(1) すまい再建事業、①防災集団移転促進事業」を参照)					
当面の事業概要					
＜平成 24 年度＞ 試掘調査・出土品等の整理・報告書を取りまとめ。					
東日本大震災の被害との関係					
沿岸部において津波により全壊した集落を災害危険区域に指定 (H23. 12. 27) したことから、集団移転先地区の整備に伴う埋蔵文化財への配慮が必要となる。					
関連する災害復旧事業の概要					
(防災集団移転先候補地における災害復旧事業はなし)。					

※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1－3)

新地町復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 8 月時点

※本様式は 1－2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	33	事業名	宮田踏込畑線道路整備事業（市街地相互の接続道路）		事業番号	D－1－6
交付団体		新地町	事業実施主体（直接/間接）		新地町（直接）	
総交付対象事業費		21,500（千円）	全体事業費		79,500（千円）	
事業概要						
津波被災地区の 1 つ、大戸浜地区の避難場所である緑地広場と大戸浜地区防災集団移転促進事業区域を接続する道路であり、復興交付金で 2 次配分された「D－1－4 大戸浜富倉線道路整備事業」と合わせて、国道 6 号まで接続となる。 ・延長：L=0.5km、W=4.0（5.0）m 「第一次 新地町復興計画」の 37 ページ「新地町復興土地利用構想」図にて、避難路と記載。						
当面の事業概要						
<平成 24 年度> 調査、測量・設計・用地買収。 <平成 25 年度> <平成 26 年度>						
東日本大震災の被害との関係						
今回の道路事業は、津波被害があった大戸浜地区において、住民が避難した高台の緑地広場から、高台を南北に縦断する路線である。震災直後は津波浸水・がれきのため周辺の道路が寸断され、高台である緑地広場が孤立状態となった。住民は緑地広場から南に車 1 台がようやく通行できる山中の道路を 1.5 km ほど歩いて舗装道路までたどり着き、当町の避難所へ移動した。また、高台にあった家は津波の被害には遭わずに済んだが、道路の被害や水道・電気・電話・下水道のライフラインが断たれたため、自宅と他への行き来・日常生活に不便な状態が続き、復旧まで多くの時間を要した。 このことから、一時避難箇所の緑地広場より、大戸浜富倉線を通り国道 6 号への円滑な避難及び相互連絡機能が図れるよう当該箇所の整備を進める。						
関連する災害復旧事業の概要						
なし。						

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

新地町復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 8 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	34	事業名	雁小屋北側接続道路整備事業(市街地相互の接続道路)	事業番号	D-1-7
交付団体	新地町	事業実施主体(直接/間接)	新地町(直接)		
総交付対象事業費	21,000(千円)	全体事業費	110,000(千円)		
事業概要					
防災集団移転促進事業による移転先地区の 1 つである雁小屋団地と県道赤芝中島線とを接続する道路であり、新地町中心部や国道 6 号との連絡を図るものである。現況は、圃場整備により整備された未舗装の農道であり、防災集団移転整備事業に伴い拡幅工事と町道認定を行うものである。 当団地には南側からのアクセスも考えられるが、新地高校や被災高齢者共同住宅が立地するため、当路線の整備により南側の地区における通過交通の発生を極力少なくすることが必要となる。 ・延長:L=0.2km、W=5.5(7.0)m 「第二次 新地町復興計画」の 22 ページ「(1) すまい再建事業、①防災集団移転促進事業」を参照。					
当面の事業概要					
<平成 24 年度> 調査、測量・道路設計・橋梁概略設計。 <平成 25 年度> <平成 26 年度>					
東日本大震災の被害との関係					
沿岸部において津波により全壊した集落を災害危険区域に指定(H23.12.27 告示)したため、移転先住宅地を概ね標高 10m 以上の丘陵地を主な移転先候補として、集団転移に対応する住宅地の造成を図る。					
関連する災害復旧事業の概要					
なし。					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1－3)

新地町復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 8 月時点

※本様式は 1－2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	36	事業名	新地町岡地区災害公営住宅整備事業	事業番号	D－4－5
交付団体		新地町	事業実施主体（直接/間接）	新地町	
総交付対象事業費		168,750（千円）	全体事業費	168,750（千円）	
事業概要					
別途進められる防災集団移転促進事業に合わせ、自力再建が困難な世帯に向け、入居者を被災者に限定した公営住宅を建設し、町内への定住を図る。住戸タイプとしては、木造戸建てタイプを想定する。 戸数：10 戸 （「（第一次）新地町復興計画」の 22、23 ページ「(1) すまい再建事業、③災害町営住宅整備事業」を参照）					
当面の事業概要					
＜平成 24 年度＞ 測量等調査・実施設計・用地取得。造成工事。 ＜平成 25 年度＞ 建築工事。					
東日本大震災の被害との関係					
町内においては、津波と地震による被災家屋（全壊、大規模半壊、半壊の合計）が約 600 戸にのぼっており、災害危険区域からの防災集団移転促進事業も別途進められることから、自力再建が困難な世帯の存在が想定されるため、新たに災害公営住宅の整備が必要である。 また、仮設住宅建設時に、被災前集落のコミュニティ維持や小学校区に配慮して入居先を決めたことから、その取り組みをさらに進め、防災集団移転事業の移転先の各地区に災害公営住宅の建設を図る。					
関連する災害復旧事業の概要					
（防災集団移転先候補地における災害復旧事業はなし）。					

※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1－3)

新地町復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 8 月時点

※本様式は 1－2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	37	事業名	新地町大戸浜地区災害公営住宅整備事業	事業番号	D－4－6
交付団体		新地町	事業実施主体（直接/間接）	新地町	
総交付対象事業費		337,500（千円）	全体事業費	337,500（千円）	
事業概要					
別途進められる防災集団移転促進事業に合わせ、自力再建が困難な世帯に向け、入居者を被災者に限定した公営住宅を建設し、町内への定住を図る。住戸タイプとしては、木造戸建てタイプを想定する。 戸数：20 戸 （「（第一次）新地町復興計画」の 22、23 ページ「(1) すまい再建事業、③災害町営住宅整備事業」を参照）					
当面の事業概要					
＜平成 24 年度＞ 測量等調査・実施設計・用地取得。造成工事。 ＜平成 25 年度＞ 建築工事。					
東日本大震災の被害との関係					
町内においては、津波と地震による被災家屋（全壊、大規模半壊、半壊の合計）が約 600 戸にのぼっており、災害危険区域からの防災集団移転促進事業も別途進められることから、自力再建が困難な世帯の存在が想定されるため、新たに災害公営住宅の整備が必要である。 また、仮設住宅建設時に、被災前集落のコミュニティ維持や小学校区に配慮して入居先を決めたことから、その取り組みをさらに進め、防災集団移転事業の移転先の各地区に災害公営住宅の建設を図る。					
関連する災害復旧事業の概要					
（防災集団移転先候補地における災害復旧事業はなし）。					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1－3)

新地町復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 8 月時点

※本様式は 1－2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	38	事業名	新地町岡地区災害公営住宅駐車場整備事業	事業番号	D-4-5-1
交付団体		新地町	事業実施主体（直接/間接）	新地町	
総交付対象事業費		4,500（千円）	全体事業費	7,500（千円）	
事業概要					
別途進められる防災集団移転促進事業に合わせ、自力再建が困難な世帯に向け、入居者を被災者に限定した公営住宅を建設し、町内への定住を図ることに伴い必要となる駐車場の整備を行う。 整備数：約 20 台（1 戸あたり 2 台） （「（第一次）新地町復興計画」の 22、23 ページ「(1) すまい再建事業、③災害町営住宅整備事業」を参照）					
当面の事業概要					
＜平成 24 年度＞ 測量等調査・実施設計・用地取得。造成工事。 ＜平成 25 年度＞ 舗装工事					
東日本大震災の被害との関係					
町内においては、津波と地震による被災家屋（全壊、大規模半壊、半壊の合計）が約 600 戸にのぼっており、災害危険区域からの防災集団移転促進事業も別途進められることから、自力再建が困難な世帯の存在が想定されるため、新たに災害公営住宅の整備が必要である。 また、津波被害を受けた JR 常磐線の再開には長期間を要する見込みのため、自家用車の役割が高まっていることに対応した駐車場の整備を行う。					
関連する災害復旧事業の概要					
（防災集団移転先候補地における災害復旧事業はなし）。					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	D－4－5
事業名	新地町岡地区災害公営住宅整備事業
交付団体	新地町
基幹事業との関連性	
災害公営住宅の建設に際しては、被災前の生活に近い生活利便性を確保することを目指し、住宅の整備に合わせて適切な数の駐車場の整備を図る。	

(様式 1－3)

新地町復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 2 4 年 8 月時点

※本様式は 1－2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	39	事業名	新地町大戸浜地区災害公営住宅駐車場整備事業		事業番号	D-4-6-1
交付団体		新地町	事業実施主体（直接/間接）		新地町	
総交付対象事業費		9,000（千円）	全体事業費		15,000（千円）	
事業概要						
別途進められる防災集団移転促進事業に合わせ、自力再建が困難な世帯に向け、入居者を被災者に限定した公営住宅を建設し、町内への定住を図ることに伴い必要となる駐車場の整備を行う。 整備数：40 台（1 戸あたり 2 台） （「（第一次）新地町復興計画」の 22、23 ページ「(1) すまい再建事業、③災害町営住宅整備事業」を参照）						
当面の事業概要						
＜平成 24 年度＞ 測量等調査・実施設計・用地取得。造成工事。 ＜平成 25 年度＞ 舗装工事						
東日本大震災の被害との関係						
町内においては、津波と地震による被災家屋（全壊、大規模半壊、半壊の合計）が約 600 戸にのぼっており、災害危険区域からの防災集団移転促進事業も別途進められることから、自力再建が困難な世帯の存在が想定されるため、新たに災害公営住宅の整備が必要である。 また、津波被害を受けた JR 常磐線の再開には長期間を要する見込みのため、自家用車の役割が高まっていることに対応した駐車場の整備を行う。						
関連する災害復旧事業の概要						
（防災集団移転先候補地における災害復旧事業はなし）。						

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	D－4－6
事業名	新地町大戸浜地区災害公営住宅整備事業
交付団体	新地町
基幹事業との関連性	
災害公営住宅の建設に際しては、被災前の生活に近い生活利便性を確保することを目指し、住宅の整備に合わせて適切な数の駐車場の整備を図る。	

(様式 1-3)

新地町復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 8 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	40	事業名	新地町小規模住宅地区改良事業		事業番号	D-9-1
交付団体		新地町	事業実施主体 (直接/間接)		新地町 (直接)	
総交付対象事業費		90,950 (千円)	全体事業費		90,950 (千円)	
事業概要						
津波により 2m 以上の浸水被害を受けた原添地区において不良住宅の除去と、定住環境の確保のために改良住宅の建設など小規模住宅地区改良事業を実施し、災害に強い住宅地としての再生を図る。 「第一次 新地町復興計画」の 17 ページ「(3) 住宅・暮らしの復興、②住宅の建設・取得の支援」にて位置づけている。						
当面の事業概要						
<平成 24 年度> 調査・設計・用地取得・不良住宅の除却。 <平成 25 年度> 実施設計、工事。						
東日本大震災の被害との関係						
町内においては、津波と地震による被災家屋（全壊、大規模半壊、半壊の合計）が約 600 戸にのぼっており、原添地区でも全壊 9 戸、大規模半壊 16 戸などの被害を受けた。原添地区は二線堤機能を有する（主）相馬亘理線より内陸側に位置するため集団移転ではなく現位置再生を図ることとするが、災害危険区域からの防災集団移転促進事業や移転跡地における防災緑地公園の整備が隣接する沿岸部で別途進められることから、沿岸部の総合的な防災計画と整合する住宅地の再生が必要である。						
関連する災害復旧事業の概要						

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	(なし)
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

新地町復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 8 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	41	事業名	新地町都市防災総合推進事業		事業番号	D-20-1
交付団体		新地町	事業実施主体 (直接/間接)		新地町 (直接)	
総交付対象事業費		30,000 (千円)	全体事業費		30,000 (千円)	
事業概要						
平成 24 年 1 月に策定された「第一次 新地町復興計画」を実現するため、町の防災性の向上については、さらに科学的な説明資料を補強することが必要である。津波シミュレーション、避難シミュレーションなどを検討するとともに、沿岸部の総合的な防災計画にもとづく、広場等の公共施設整備計画を立案し、地域住民の合意形成を図りつつ整備の推進を図る。さらに、施設整備後を見据え、地区における継続的な防災まちづくり活動のあり方についても検討を行う。 「第一次 新地町復興計画」の 10 ページ「(1) 安心・安全なまちづくり、①災害に備えるまちづくり」にて、(ハード整備により)「町の安全性を高めるとともに、ソフト面では住民による自主防災組織の活動充実や、被災時にも利用可能な情報通体制の確立、地域防災計画の見直しなど、ハード・ソフトのバランスの良い防災まちづくりを推進します」と位置づけている。						
当面の事業概要						
<平成 24 年度> 津波シミュレーション・防災まちづくり計画の基礎検討 (避難シミュレーション等)。 <平成 25 年度> (未申請) (防災緑地等の計画検討・地域住民との合意形成。)						
東日本大震災の被害との関係						
町内においては、津波と地震による被災家屋 (全壊、大規模半壊、半壊の合計) が約 600 戸にのぼっており、災害危険区域からの防災集団移転促進事業や移転跡地における防災緑地公園の整備も別途進められることから、沿岸部の総合的な防災計画にもとづく総合的な事業間調整と整備後の防災まちづくり計画の検討が必要である。						
関連する災害復旧事業の概要						
沿岸部に位置する主要地方道相馬亘理線や町道、海岸の防潮堤、河川堤防において災害復旧事業が進められている。						

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	(なし)
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

新地町復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 8 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	45	事業名	新地町富倉地区防災集団移転促進事業	事業番号	D-23-7
交付団体	新地町	事業実施主体 (直接/間接)	新地町 (直接)		
総交付対象事業費	104,284 (千円)	全体事業費	148,341 (千円)		
事業概要					
津波により全壊した集落 (埴浜・作田、釣師、大戸浜、小川の田中地区など) の住民の生活再建を既存コミュニティに配慮しつつ進めるため、安全な地区に新たな住宅地を造成し、集団移転を図る。 移転先候補：富倉地区、面積：0.6ha 移転戸数：7戸 (「第一次 新地町復興計画」の 22 ページ「(1) すまい再建事業、①防災集団移転促進事業」を参照)					
当面の事業概要					
<平成 24 年度> 移転先用地取得・宅地整地工事・移転促進区域の買取等。 <平成 25 年度> 住宅建設補助、移転補助等。					
東日本大震災の被害との関係					
沿岸部において津波により全壊した集落を災害危険区域に指定 (H23.12.27 告示) したため、移転先住宅地の整備が必要である。また、沿岸部の農地も津波被害により復旧困難な面積が大きいため、既存市街地周辺の農地の転用による宅地開発は、復興に向けた農業振興の観点から最小限に抑える必要がある。このため、概ね標高 10m 以上の丘陵地を主な移転先候補として、集団転移に対応する住宅地の造成を図る。					
関連する災害復旧事業の概要					
沿岸部の集落を経由する主要地方道相馬亘理線や町道、海岸の防潮堤、河川堤防において災害復旧事業が進められている (移転先候補地における災害復旧事業はなし)。					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1 - 3)

新地町復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 8 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	46	事業名	新地町雁小屋西地区防災集団移転促進事業	事業番号	D - 2 3 - 8
交付団体		新地町	事業実施主体 (直接/間接)	新地町 (直接)	
総交付対象事業費		74,306 (千円)	全体事業費	112,070 (千円)	
事業概要					
津波により全壊した集落 (埴浜・作田、釣師、大戸浜、小川の田中地区など) の住民の生活再建を既存コミュニティに配慮しつつ進めるため、安全な地区に新たな住宅地を造成し、集団移転を図る。 移転先候補：雁小屋西地区、面積：0.4ha 移転戸数：6戸 (「第一次 新地町復興計画」の 22 ページ「(1) すまい再建事業、①防災集団移転促進事業」を参照)					
当面の事業概要					
<平成 24 年度> 移転先用地取得・宅地整地工事・移転促進区域の買取等。 <平成 25 年度> 住宅建設補助、移転補助等。					
東日本大震災の被害との関係					
沿岸部において津波により全壊した集落を災害危険区域に指定 (H23. 12. 27 告示) したため、移転先住宅地の整備が必要である。また、沿岸部の農地も津波被害により復旧困難な面積が大きいため、既存市街地周辺の農地の転用による宅地開発は、復興に向けた農業振興の観点から最小限に抑える必要がある。このため、概ね標高 10m 以上の丘陵地を主な移転先候補として、集団転移に対応する住宅地の造成を図る。					
関連する災害復旧事業の概要					
沿岸部の集落を経由する主要地方道相馬亘理線や町道、海岸の防潮堤、河川堤防において災害復旧事業が進められている (移転先候補地における災害復旧事業はなし)。					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1－3)

新地町復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 8 月時点

※本様式は 1－2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	47	事業名	低炭素社会対応型浄化槽集中導入事業		事業番号	E－1－1
交付団体		新地町	事業実施主体（直接/間接）		新地町	
総交付対象事業費		8,280（千円）	全体事業費		51,750（千円）	
事業概要						
防災集団移転事業による移転先として新たに整備される住宅地、災害危険区域（H23 年 12 月に指定済み）からの個人的移転、津波被害区域からの個人的移転、津波被害区域内及び半壊以上の被害による建て替えのうち、公共下水道区域への編入が難しい地区においては、低炭素社会対応型浄化槽の導入を支援し、復興に向けた良好な住宅環境の整備を図る。						
当面の事業概要						
＜平成 24 年度＞ 浄化槽設置補助 7 人槽：20 基						
＜平成 25 年度＞ 浄化槽設置補助 7 人槽：20 基						
東日本大震災の被害との関係						
町内においては、津波と地震による被災家屋（全壊、大規模半壊、半壊の合計）が約 600 戸にのぼっており、被災地区からの移転により新たに住宅地を造成する際、公共下水道区域から離れた場所では浄化槽が必要である。また、被災区域内での再建及び地震による建て替え時に浄化槽を整備することで水質改善を図る。						
関連する災害復旧事業の概要						
（移転先候補地における災害復旧事業はなし。）						

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	